

✓ 申立て前の確認事項

- ✓ 成年後見制度は判断能力が十分でない方が対象です。本人の障害が身体的なものだけの場合、また単なる浪費などの場合は、法定後見制度の対象になりません。
- ✓ 成年後見人等の支援開始までにはある程度の時間がかかります。(4ヶ月以内)
- ✓ 成年後見人等は、最終的に家庭裁判所が本人にとってふさわしい人や法人を選任するため、申立人が希望する人が成年後見人等に選任されるとは限りません。
- ✓ 本人の預貯金等の財産の内容によっては裁判所から後見制度支援信託の利用について検討を求められる場合があります。
- ✓ 成年後見人等の責任は、判断能力が回復するか、通常は本人が死亡するまで続きます。申立てのきっかけとなった問題が解決した後も続きます。
- ✓ いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可がなければ取り下げをすることができません。

※「成年後見人」「保佐人」「補助人」を「成年後見人等」とします。



OK! 成年後見人等がお手伝いできること

代理権 本人に代わって契約等の法律行為(各種手続き)を行うことができます。

同意権・取消権 重要な法律行為について、必要に応じて同意または取消することができます。

【財産管理】に関する法律行為

- 不動産などの財産管理・処分・契約締結など
- 銀行等の金融機関との取引など
- 遺産相続、各種行政上の手続きなど

【身上監護】に関する法律行為

- 受診・治療・入院に対する契約締結や費用の支払いなど
- 老人ホーム等の施設の入退所や介護サービス等の利用についての本人との話し合い、情報収集、利用手続き、契約締結、費用の支払いなど
- 施設、介護サービス等の処遇監視、異議申立てなど

【重要な法律行為(民法13条1項)】とは?

1. 預貯金を払い戻すこと
2. 金銭を貸し付けること
3. 金銭を借りたり、保証人になること
4. 不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為(訪問販売、通信販売、クレジット契約などを含む)
5. 民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること
6. 贈与、和解、仲裁合意をすること
7. 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
8. 贈与や遺贈を拒絶したり、不利な条件のついた贈与・遺贈を受けること
9. 新築・改築・増築や大がかりな修繕をすること など

● 日用品の購入、その他日常生活に関する行為については取り消すことは出来ません。



成年後見人等ができないこと

- 介護や家事などをする
- 病気の治療、手術など医療行為に同意する
- 入院・施設入所の際の身元保証人・引受人になる
- 遺言や養子、認知、結婚、離婚などの意思表示

成年後見制度に関する相談窓口

● 基幹型包括支援センター・地域包括支援センター

名称	担当区域(小学校区)	TEL	FAX
堺基幹型包括支援センター(堺市役所本館内)			
堺第1地域包括支援センター(ハートピア堺隣)	三宝・錦西・市・英彰	222-8082	222-8083
堺第2地域包括支援センター(みあ・カーさ内)	錦・錦線・浅香山・三国丘	229-9240	229-9234
堺第3地域包括支援センター(グレース堺敷地内)	熊野・少林寺・安井・榎	223-1500	223-1522
堺第4地域包括支援センター(愛らいふ内)	神石・新湊・大仙・大仙西	275-8586	275-8587
中基幹型包括支援センター(中区役所内)			
中第1地域包括支援センター(デイサービスセンターつどい内)	八田荘・八田荘西・深井・深井西	276-0800	276-0802
中第2地域包括支援センター(ふれ愛の家内)	東百舌鳥・宮園・東深井・土師	234-6500	234-6501
中第3地域包括支援センター(ベルファミリア内)	久世・東陶器・西陶器・福田・深阪	234-2006	234-2013
東基幹型包括支援センター(東区役所内)			
東第1地域包括支援センター(つるぎ荘・やしも地域サポートセンター内)	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺	240-0018	240-0048
東第2地域包括支援センター(ハーモニーク内)	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田	237-0111	237-3900
西基幹型包括支援センター(西区役所内)			
西第1地域包括支援センター(結いの里内)	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和	268-5056	268-5066
西第2地域包括支援センター(ウェルフォンテヒのき内)	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東	271-0048	284-8875
西第3地域包括支援センター(アーバンフォーレスト)	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝	260-5022	260-5033
南基幹型包括支援センター(南区役所内)			
南第1地域包括支援センター(赤坂台近隣センター内)	美木多(鴨谷台含む)・赤坂台・新櫛尾台・城山台	295-1555	295-1556
南第2地域包括支援センター(府公社東北原山台C団地6-1棟)	福泉中央・桃山台・原山ひかり・庭代台・御池台	290-7030	290-7665
南第3地域包括支援センター(茶山台近隣センター内)	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台	289-8085	289-8086
南第4地域包括支援センター(横塚荘内)	三原台・泉北高倉・はるみ・横塚台	291-6681	291-6682
北基幹型包括支援センター(北区役所内)			
北第1地域包括支援センター(今井ビル)	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東	240-0120	240-0121
北第2地域包括支援センター(陵東館秀光苑内)	東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東	252-0110	257-2941
北第3地域包括支援センター(あけぼの苑内)	大泉・金岡・金岡南・北八下	257-1515	257-1525
北第4地域包括支援センター(ハビネス陵南内)	中百舌鳥・百舌鳥西・西百舌鳥	276-3838	276-3800
美原基幹型包括支援センター(美原区役所内)			
美原第1地域包括支援センター(美原荘内)	美原区全域	369-3070	369-3038

● 保健センター

名称	TEL	FAX
堺保健センター	238-0123	227-1593
ちめが丘保健センター	241-6484	247-3201
中保健センター	270-8100	270-8104
東保健センター	287-8120	287-8130
西保健センター	271-2012	273-3646
南保健センター	293-1222	296-2822
北保健センター	258-6600	258-6614
美原保健センター	362-8681	362-8676

● 障害者基幹相談支援センター

名称	TEL	FAX
堺区障害者基幹相談支援センター	224-8166	224-4400
中区障害者基幹相談支援センター	278-8166	278-4400
東区障害者基幹相談支援センター	285-6666	287-6767
西区障害者基幹相談支援センター	271-6677	274-7700

● 区役所(地域福祉課)

名称	TEL	FAX
堺区地域福祉課	228-7477	228-7870
中区地域福祉課	270-8195	270-8103
東区地域福祉課	287-8112	287-8117
西区地域福祉課	275-1918	275-1919
南区地域福祉課	290-1812	290-1818
北区地域福祉課	258-6771	258-6836
美原区地域福祉課	363-9316	362-0767

名称	TEL	FAX
南区障害者基幹相談支援センター	295-8166	298-0044
北区障害者基幹相談支援センター	251-8166	250-8800
美原区障害者基幹相談支援センター	361-1883	361-4444
総合相談情報センター(堺市立健康福祉プラザ内)	275-8166	244-7777

■ 必要書類・費用等のお問い合わせ

大阪家庭裁判所 堺支部 堺市堺区南瓦町2-28
TEL 072-223-8949

■ 任意後見契約に関するお問い合わせ

堺公証役場 堺市堺区北瓦町2-4-18
TEL 072-233-1412

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
堺市権利擁護サポートセンター
〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号(堺市総合福祉会館4階)
TEL・FAX 072-225-5655

堺市健康福祉局
長寿社会部 長寿支援課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-8347 FAX 072-228-8918

堺市健康福祉局
障害福祉部 障害施策推進課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7818 FAX 072-228-8918

成年後見制度

住み慣れた地域で、みんなと
自分らしく暮らすために



子どもがいないので
いざという時に備えて
安心できる場所へ
財産管理などを
お願いしたい



認知症の方を
悪徳訪問販売員から
守りたい



知的障害のあるわが子のために
私たちが亡くなった後の
子どもの生活や財産管理を
まかせたい



堺市・(社福)堺市社会福祉協議会